競技注意事項

1. 規則ついて

イ. 本大会は 2026 年度日本陸上競技連盟競技規則・同駅伝競走基準並びに本大会申し合わせ事項に基づき実施する。

2. 競技方法について

イ. 競技者が競技中に故障、疾病等によって走行困難となり歩行、立ち止まり、横臥等の行動に移った場合、本人がなお競技続行の意思を持っていても、医師あるいはそれに準ずる者もしくは審判長の判断を仰いだうえで、医務員、移動監察員、中継所主任が競技中止を命じることがある。その場合は、直ちに競技を中止しなければならない。

ロ. 競技者が途中で競技を続行することができない状態になった場合、又は競技を中止させられた場合は当該校のその区間の競技を無効とする。この場合当該校の総合記録は認められないが、競技を中止した区間以前の区間記録は認め、以後の区間記録は参考記録とする。

ハ. たすきは必ず前走者と次走者の間で手渡さなければならない。たすき渡しに際して、前走者がたすきを外すのは中継線手前 400m から、次走者がたすきをかけるのは中継後 200m までをおおよその目安とする。

ニ. 競技者は競技中、主催者が用意したもの以外の飲食物を携行することも飲食することもできない。

ホ. 自動車、自動二輪車、自転車等を用いての伴走は一切認めない。なお、出場校の関係者がこれに反する行為を行った場合、当該校に対し今大会を失格とし来年度の本大会の出場権を剥奪とする等の処罰を与える。

ヘ. 競技中に大会要項や、大会規則並びに注意事項に違反した為に生じた事故については、主催者側は一切責任を負わない。但し、上記以外の不慮の事故については応急処置のみ行う。

ト. 競技者は、車両通行帯が設けられていない場合は、車道の左側を、設けられている場合は、最も左側の車両通行帯の左側を走行すること。また、交差点ではコーン誘導に従って走行すること。

チ. 第 1 区走者のスタート要領は次の通りとする。スタートの 10 分前、5 分前、3 分前、1 分前、30 秒前、20 秒前、10 秒前とアナウンスされる。スタート位置については、前日のメンバーエントリーの際に抽選を行い、監督代表者会議での確認を経て決定する。

リ. 緊急車両（救急車等）の通過・横断を最優先とする。審判員から制止を求められたら競技者は競技を一時中断し、緊急車両の通行を妨げないこと。また、ロスタイムは考慮しない。

ヌ. 競技者は、競技中いかなる助力も受けてはならない。ただし、競技役員、医師が状態の確認や安全を確保するために一時的に競技者の身体に触れても手助けとはみなさない。

3. 服装・アスリートビブス・たすきについて

イ. 各チーム統一の競技服装（デザインは統一とするが、袖の長さは競技者によって異なってもよい）を着用すること。タイツの使用に関しては、大学公認(大学名や大学ロゴが入っているもの等)のもので、必ず事前に本連盟に提出し許可されたものを着用すること。

ロ. 胸と背に主催者指定のアスリートビブスを付けること。

ハ. たすきは前日のメンバーエントリーの際に 2 本提出し、検査を受け、許可されたものを使用すること。

ニ. たすきには大学名、校章、大学ロゴ等を記載できるが、それ以外の記載は一切認めない。特に、企業ロゴ、商標の表示は厳禁とする。

ホ. 繰り上げスタートのチームは、主催者が用意する黒色と白色のストライプのたすきを使用する。ただし、8 区は各チーム独自のたすきを使用することができる。なお、途中棄権したチームも、次区間からは主催者が用意する黒色と白色のストライプのたすきを使用し、8 区のみ各チーム独自のたすきを使用することができる。

ヘ. 競技者は、たすきを肩から斜め脇下にかけて走行しなければならない。

4. 招集について

イ. 中継所で２度（第１次招集・第２次招集）行う。

ロ. 第１次招集では、選手本人もしくは選手の代理人がユニフォームを持参し、招集を受けること。その際、競技役員から主催者指定のアスリートビブスを配布する。

ハ. 第２次招集では、競技服装（主催者指定のアスリートビブスが胸と背に付いた状態）で選手本人が招集を受けること。

ニ. 招集時刻は下記の通りとする。

	スタート地点	第１中継所	第２中継所	第３中継所	第４中継所	第５中継所	第６中継所	第７中継所
第１次招集	7:35	8:15	8:50	9:05	9:35	10:05	10:20	11:00
第２次招集	7:55	8:35	9:10	9:25	9:55	10:25	10:40	11:20
先頭通過予定	8:15	8:45	9:20	9:37	10:05	10:35	10:53	11:30

5. 中継所について

イ. 中継線より先方 20m地点にもう一本線を引く。競技者は確実にこの間で手渡しにて、たすきを繋がなければならない。

ロ. 中継線手前でたすき渡しが行われないよう、次走者は中継線から１ｍ先方に引かれた線より先に立つこととする。

ハ. たすきを繋ぎ終えた走者は、他の選手の妨害をしないよう直ちに走路の左側に出ること。付添いは走者が走り終えても走路内に入ってはならない。

ニ. 前走者が中継所に到着していなくても審判長または中継所主任の判断により、次走者を繰上げスタートさせる場合がある。なお、繰上げスタートは第 3 中継所から第 6 中継所において先頭走者の通過 10 分後、第 7 中継所において 12 分後に行う。

ホ. レース中に走者が不慮の事故又は怪我の為に競技を中止した場合は、次の走区から次走者をスタートさせる。この場合のスタート時間は、繰り上げを行わない第 1・第 2 中継所では、審判長の判断により、欠場チームを除く最終走者通過後速やかに繰り上げスタートを行う。

ヘ. 繰り上げスタートは、必ずピストルでスタートさせる。

6. 鉄道踏切における対応について

イ. 踏切では、見通しの良い場所に停止線が設けられる。(踏切より約 5m～10m 手前)

ロ. 踏切の警報音が鳴り始めた時点で停止線上または既に停止線を越えている選手は、そのまま踏切を横断する。

ハ. 踏切の警報音が鳴り始めた時点で停止線の手前にいた選手は、設けられた停止線にて停止する。

ニ. 停止した選手は、踏切の遮断機が上がり警報音が止まった後、競技役員の合図でスタートする。

ホ. 遮断閉鎖時のロスタイムは競技者の所要時間に含めない。ロスタイムの計時については競技役員が行う。

ヘ. 当日の状況により上記以外の対応となる際、選手は競技役員の指示に従うこと。

7. 給水について

イ. 給水所は、第 2 区(旧うどん屋くまで:5.7km 付近)、第 7 区(府道 656 号【間人大宮線】・成願寺区民センター西:6.1km 付近)、第 8 区(旧丹波小学校前倉庫:5.2km 付近)に設置する。

ロ. 給水所以外での給水は、原則、競技役員が必要と判断した場合のみ行うことができる。この場合、競技役員以外が給水してはならない。

8. 距離表示等について

イ. 各区とも「1 km」「5 km」「あと 1 km」を表示し、第 2 区、第 7 区は、それぞれ「10 km」も表示する。なお、第 3 区、第 6 区の「5 km」、第 8 区の「10 km」表示はしない。

ロ. 各中継所には遠くから見えるように中継所の表示をする。

9. 競技結果または競技実施に関する抗議・上訴について

イ. 抗議および上訴は、フィニッシュ地点（京丹後はごろも陸上競技場）の大会本部にて申し出ること。

ロ. 抗議は本連盟の X（旧 Twitter）にて総合成績発表を行ってから 30 分後まで受け付ける。抗議は、競技者自身または代理人あるいは監督〔責任者〕から口頭によって審判長に行うものとする。競技結果が変更された場合の正式発表は本連盟 X にて行う。

ハ. 上訴する場合は、次のいずれかの時点から 30 分以内とする。

・審判長の裁定により競技結果が変更された場合は、その結果が公式に発表されたとき。

・結果が変更されなかった場合は、抗議者に対してその旨の告知が行われたとき。

ニ. 上訴は、競技者自身または代理人あるいは監督〔責任者〕によって署名された文書で、預託金2万円を添えて、ジュリーに提起するものとする。この預託金は、上訴が受け入れられなかった場合は没収される。上訴内容はジュリーが裁定する。裁定の結果は総務員より上訴者に対して告知し、競技結果が変更された場合の正式発表は本連盟のXにて行う。

10. 悪天候の際の対応について

イ. 競技の実施が不可能となることが予想される場合には、主催者と自治体、警察間で方針を協議する。

ロ. 大会が中止となった際のエントリー料の返還は行わない。

11. その他

イ. 大会当日に大会要項や大会規則並びに注意事項に違反した走者は、審判長の判断で直ちにその場で競技中止を命じ、当該校は失格とする。

ロ. スタート地点・各中継所・フィニッシュ地点での応援は、競技役員の指示に従い、所定の場所で応援すること。

ハ. 大会中に出たごみは各自が責任を持って持ち帰り、スタート地点・各中継所・フィニッシュ地点や走路沿道の環境美化に務めること。

関西学生陸上競技連盟